

令和4年6月10日

各位

一般社団法人大日本水産会  
事業部業務課

令和4年度 外国人材受入総合支援事業のうち漁業分野における外国人材の受入支援事業  
に係る募集案内

漁業においては従事者の高齢化や減少により人手不足が深刻化するなか、新たな在留資格である「特定技能」によって働く外国人材を適性に確保し、トラブルなく円滑に漁村地域で受け入れていくことが重要な課題となっています。

このため、漁業に就労する外国人を地域社会に円滑に受入れ、共生を図るための取組みを支援することで、外国人材の漁業への就労の促進、地域への定着と適正な受入れを図り、漁業を維持・発展させていくことを目的とします。

1. 対象期間 令和4年8月1日 ～ 令和5年2月28日
2. 募集期間 令和4年6月10日 ～ 令和4年6月30日
3. 対象者 漁業または養殖業に従事する外国人（特定技能または技能実習生）を受入れている経営体等が所属する漁業協同組合、漁業協同組合連合会、その他漁業関係団体又は外国人材の受入支援事業運営協議会が適当と認める者。  
※特定技能外国人受入れ（予定）先を優先的に支援対象とします。

4. 事業内容及び対象経費の範囲

下表のとおり。なお、補助の対象となる経費は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとする。

区分	内容	対象経費
苦情・相談窓口の運営	漁業に従事する外国人の苦情・相談に母国語で対応できる相談窓口の運営及び外国人への周知を目的としたパンフレット等	消耗品費、旅費、謝金、人件費、役務費、会議費、印刷製本費、通

		信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、その他
生活ガイダンス等の実施	漁村地域における外国人への支援体制を検討するための協議会、外国人と地域住民との生活が円滑なものとなるよう、ゴミ出しルール等の生活者として把握しておくべき、規則やモラルに関することのほか、医療機関の受診等の生活していく上で必要となる事項を説明するためのガイダンス、外国人の生活状況等を把握し、必要に応じた指導・助言及び関係機関への報告を行うための巡回指導	消耗品費、旅費、謝金、人件費、役務費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費、その他

5. 提出書類 外国人材の受入支援事業計画書（別添様式第1号）
6. 審査 提出された計画書については「外国人材の受入れ支援事業運営協議会」で審査の上、承認された計画書に基づき助成致します。
7. 支払方法 各経費に係る証書類の提出に基づき精算払いとします。  
※証書類は報告書と併せて提出してください。
8. 報告 助成対象者は事業終了後、10日以内に報告書（別添様式第2号）を事務局へご提出ください。  
※提出期限を過ぎたものについては原則受付不可。
9. その他 事務局は必要に応じて現地調査を行います。

**【お問い合わせ先】**

一般社団法人大日本水産会

事業部 木上、甲斐

〒107-0052 東京都港区 1-9-13 三会堂ビル 8F

TEL : 03-3585-6682 FAX : 03-3582-2337

Mail : kai@suisankai.or.jp